

ヘルパンギーナ警報の発令について

令和 5 年 7 月 26 日（水）15 時 00 分

北海道室蘭保健所

電話：0143-24-9528

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和 5 年第 29 週（令和 5 年 7 月 17 日～令和 5 年 7 月 23 日）において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、警報基準以上となりましたので、ヘルパンギーナ警報を発令します。

今後、室蘭保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 ヘルパンギーナの感染予防

治癒後も 3～4 週間は原因ウイルスが便中に排出され、感染しても発症しない例（不顕性感染）も多いため、感染者との接触を避けることは現実的に困難であり、特別な予防法はありません。手洗いやうがいを行っていると同時に、集団生活ではタオルなどの共用は避けましょう。

2 ヘルパンギーナとは

急性のウイルス性咽頭炎で乳幼児を中心に夏期に流行する夏風邪の代表的疾患です。

特に 4 歳以下の小児に多く、主に飛沫感染・経口感染（糞口感染）し、2～4 日の潜伏期を経て突然の発熱とともに喉の奥に痛みを伴う水疱・潰瘍をきたします。

重症化することは少なく、症状は 2～4 日で落ち着きますが、熱性けいれんや喉の痛みによる食欲不振、脱水症を起こすことがあります。

また、まれに無菌性髄膜炎やウイルス性心膜炎などを合併することもあるので、頭痛・嘔吐や様子がおかしいといった症状がある場合は注意が必要です。

3 その他

(1) 最近 5 週間における定点医療機関あたりの患者報告数 ※（ ）内の表示は、「患者/定点」単位：人

	第 25 週 (6/19～6/25)	第 26 週 (6/26～7/2)	第 27 週 (7/3～7/9)	第 28 週 (7/10～7/16)	第 29 週 (7/17～7/23)
室蘭保健所	8 (1.60)	16 (3.20)	21 (4.20)	24 (4.80)	45 (9.00)※
全道	447 (3.26)	823 (6.01)	1,468 (10.72)	1665 (12.24)	- (-)
全国	18,197 (5.79)	20,343 (6.47)	23,035 (7.33)	21,443 (6.86)	- (-)

※第 29 週の患者報告数は速報値。

全道のヘルパンギーナ流行情報は、北海道感染症情報センターのホームページで御覧になれます。

(URL: <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) ヘルパンギーナ警報とは

【発令基準】警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で 6 人以上となった場合

※ 警報発令後は 1 定点医療機関あたりの受診患者数が 2 人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内の定点医療機関を受診したヘルパンギーナ患者数が、警報の発令基準値に達した場合に発令します。

警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。